

事業所ごみ減量のお願い

知っていますか？

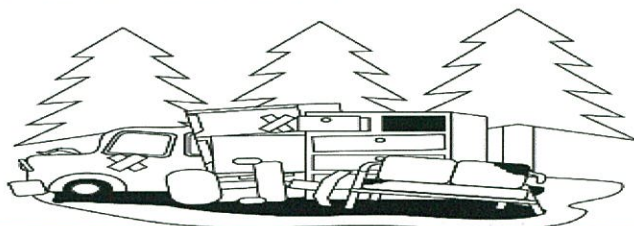
～廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条～

事業者のみなさんがそれぞれの事業を行うにあたって、守っていただかなければならない3つの責務が法律で定められています。

事業活動に伴って発生した廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。

ごみはしっかりと正しく処理しましょう。

不法投棄や許可されていない業者に処理収集を依頼するのは違法です。



発生した廃棄物の再生利用を図るなどして、廃棄物の減量に努めなければならない。

ゴミを捨てる前に、それはまだ使えるものではないかもう一度考えてみましょう。

ごみを出さないという意識を持つことが大切です。



廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

みなさんのご協力のおかげでリサイクルの推進が図られております。

これからも地球のため・地域のために、ごみ減量化に取り組んでいきましょう。



1人1人の小さな心がけが、ごみ減量の第1歩です。

みなさんのご協力よろしくお願いたします。

有明広域行政事務組合